

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5 年) に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金 役員の賞与に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 収益認識の基準

放送事業に係る収益は、顧客との役務提供契約に基づいて役務を提供するという履行義務を負っております。当該役務提供契約は、当社が履行義務を充足する取引であり、その充足する通常の時点で収益を認識しております。また、制作・販売に係る収益は、顧客との契約に基づいて、約束した財が顧客に移転した時点において、顧客が財に対する支配を獲得して充足されると判断し、その引渡時点で収益を認識しております。

(7) 会計上の見積開示基準

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 65,414 千円

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,038,218 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 6,781 千円

短期金銭債務 13,180 千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 40,300 千円

売上原価 125,926 千円

販売費及び一般管理費 34,097 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,000	—	—	16,000

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

令和7年6月12日開催の第38回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 24,000 千円

・1株当たり配当金額 1,500 円

・基準日 令和7年3月31日

・効力発生日 令和7年6月13日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
令和8年6月18日開催の第39回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 24,000 千円
- ・ 1株当たり配当金額 1,500 円
- ・ 基準日 令和8年3月31日
- ・ 効力発生日 令和8年6月19日

5. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	16,568 千円
未払法人事業税	2,810 千円
退職給付引当金	51,389 千円
役員退職慰労引当金	41,850 千円
会員権利金	2,133 千円
その他有価証券評価差額金	△34,343 千円
その他	△14,993 千円
繰延税金資産計	65,414 千円

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 162,650 円 99 銭
- (2) 1株当たり当期純利益 1,755 円 16 銭

7. その他

資産除去債務関係

当社は、本社、東京支社及び銀座スタジオの不動産賃貸借契約に基づいて、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来これらの資産を移転する予定も無いことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

以上